

奈良県告示第三百九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、次のとおり介護機関の指定をした。

平成二十六年三月十四日

奈良県知事 荒井正吾

名称	指定訪問看護事業者等又は居宅介護事業者若しくは居宅介護支援事業者				
	主たる事務所の所在地	名称	訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所若しくは居宅介護支援事業所		
名称	主たる事務所の所在地	名称	居宅サービスの種類		
		所在地			
株式会社 大和	磯城郡田原本町一五二―三	リハビリ デイサー ビスハロ	檀原市上品寺町二〇七―一	通所介護及び介護予防通所介護	平成二十六年三月一日
株式会社 吉村	宇陀市榛原下井足八〇三	デイサー ビスちく ま	宇陀市榛原下井足八	通所介護及び介護予防通所介護	平成二十六年三月一日
有限会社 延命堂治 療院	大和高田市儀野新町一―一	訪問介護 延命堂	大和高田市儀野新町一―一	訪問介護及び介護予防訪問介護	平成二十六年三月一日